



弁 明 書

令和6年4月10日

白 河 市 議 会
議長 筒井孝充 殿

白 河 市 議 会 議 員
北 野 唯 道



私は、以下の事実をもって白河市議会議員政治倫理条例第12条第3項の規定に基づき、本日、本弁明書を提出する。

記

- 1、昨年末に、私は旧来よりお世話になっている知人宅を訪ねたところ、知人と小学生の孫娘の話になり、当人から「家の孫は母親の帰りが毎日遅いので、可哀そうなんだ」と聞き、その母親は白河市役所に勤務していることは、私も承知していたので「白河市の市議として申し訳なく、また「わが娘と孫を連想して、可哀そうになり、その母親の職場を訪ね、毎日帰りが遅いようだが、なるだけ早く帰ることを考えて」と挨拶し、クリスマスも近かったので、僅かだが子供へのプレゼントを用意して、知人宅を訪ねたが留守であったので「娘さんにあげてください」と、メモ書きをして子供用のカードなどを届けたものである。
- 2、議会に向かったところ、「事務局の廊下で事務局の女性職員が赤ん坊を抱いてうろうろしていたので、職務中に何をしているんだ」と叱りつけたところ、当該事務職員は「私も赤ん坊を世話するために役所に勤めたわけではありません。局長の指示で子守りしているのです」と「文句があれば局長に言え、と言わんばかりの態度であった」。
「白河市議会」は、限られた僅かな予算の中、執行者が進める行政執行と、市民からの要望や要求を直接受けている議員とが、真剣に論じ合い、「市民生活の安全・安心・を守る論議を尽くす唯一の審議言論の場である」。したがって「執行者側も相対する議員側も緊張して、議場へ向かう通路での出来事である」。

以上の事実に伴い、「令和6年4月4日白河市議会議員政治倫理審査会が下した私に対する議員辞職勧告」は、私が出席しないことを承知していた「関係者が、作為的に歪曲した作動を基に審査され、決議された誠に不条理」な決定である。日本には、「日本人の心」即ち良心（道徳・倫理）がある。「ある時は義理であり、またある時は人情でもある」。
困っている市民、又は、弱者と言われる市民に対しては、僅かでも協力しよう？協力しなければ？との、「その思い、すなわち共通の社会の正義感（良心）である」。

私は、白河市民から託された20余年に亘る議員活動において、市民から興られた責務遂行にあたり、その道理に反したことはない。

したがって、「悪いものは悪い」と胸を張って主張し続けてきた。その結果、「同僚議員諸兄はじめ執行部や市職員等にも疎ましい存在でもあることも承知している」。殊に、室・議会議務局長には疎まれる立場を通してきた。その理由は、「議員諸侯のなんでも局長に頼りすぎる傾向が、当該局長を驕らせ、議員は基より、執行部をも揺さぶり、自分が嫌な相手を事務局に越させない強引な策略、それも自分が手を汚さない手段を持ち得てである」。まさに不屈きな官僚である。

「悪いことを見ても見ぬふり、困る人を見ても見ぬふり、しかし自分一人ではできない悪事も、地位や集団を利用でなら一緒に行動する。その勇気のなさ、責任感の無さ、邪悪さ」について、私は放置できず、「平成6年3月21日政治倫理審査会宛ての書面において」室・事務局長に対し、「頼られる地位に在るといども、有る智才の利用を誤っている室・事務局長の行為にも、限界があることを知らしめたい。そして知識に驕れば、知識に溺れ、身を滅ぼす因果の法則をである」と警告した。

「上司がパワハラとか、ストーカーとかに怯え、部下の顔色をうかがいながらの指導では、市民からの税収で運営する行政の組織が形骸化し、市民生活の安全・安心・を守ることはできない」。私は、「悪いことは悪い、叱責するところは叱責する、パワハラとかストーカーとかは、その時その時の社会情勢や、確かな証拠・正義感等によって審理・審査されるもので、一部の行動のみを対象にして、誰かを貶める意図的な短時間の審査の解釈であってはならない」。

「私は昨年の暮れに、風邪をひき早く治そうと焦り、市販の投薬の加重摂取によって、意識障害に陥り3ヶ月に及ぶ専門医師の治療を受け、その間における議員活動はじめ、パワハラとかストーカー行為とかの問題が発生し、市長はじめ市議会議長には大変ご迷惑とご心配をおかけした」。ついては、その間の出来事につき、旧来よりの友人に調査と善処を願って来た結果、今日の「弁明書」提出に至った次第です。

私には、「白河市議会議員として市民の生活を守る責務一筋、突っぱしってきた自負があります。殊に、裕福な財政に支えられる隣接の西郷村の村民の生活水準と、白河市民の生活水準が比較されないよう・格差を作らぬよう・心を配り・行政執行者に対しては常にその心掛けを求め、市民生活の安全・安心優先の政策を願い、その代り自分にできることは引き受けてきた」。その結果には未練も誤りも反省もない。しかし、強制力はないにせよ「倫理違反行為の“議員辞職勧告”は、私の名誉が許さない」。

私は、当該審査会の勧告判断の材料は「室・議会議務局長の故意による作文や工作が引き起こした、と確信し、それに既成事実を積み合わせた結果、歪曲の事実が審査されていることに気づいた」。さらに当該審査会は、「私が調査をお願いした代理人が、副市長に面談した」ことにつき、「倫理審査会を軽視した」と非難しているが、「人種はじめ・宗教も、法律も・生活様式も言葉までも違う80億人も暮らす世界では」当然、考え方の違いから「争いは暇がない」。その争いを自制させ、「共存社会の発展に導いている源こそ、個々の人間が持つ共通の正義感、即ち、社会正義の心」であると信じている。

「社会正義の心とは、道徳と呼び、倫理と呼んで尊び、崇拜の対象とし、集団社会の生活の鏡としている」。しかし、崇高で気高い倫理は「時には非情を与え、時には慈悲を与え、人間の持つ欲望を制御している」。それほど崇高な理念を持つ倫理を扱い、審査するには自我を捨て、神の領域に入り、有り余る証拠と、慎重に時間をかけ「時の社会情勢、確かな事実」を確認し、決定をしなければ、「崇高な倫理を説く地位には至らない。誰かを陥れるために歪曲された証拠・証人の強要・そして被害者作りを承知し、審査をし、誤った決定を下した審査会に“軽視した呼ばわり”される覚えはない」。貴審査会の行動こそ、「倫理の冒涇」である。

当該審査会が、威厳のある崇高な組織であり得るには、「共存社会が、共通の認識で奉る社会正義（道徳心、倫理心）の尊重と確立です」。しかも「道義心・倫理心の源が、社会正義」であることを考えると、「社会正義に反する事実誤認の倫理審査において決定された決議こそ、倫理を論ずる以前に社会正義に反する」。

よって「当該委員会が、令和6年4月4日決定された私への勧告は無効であらねば、崇高な政治倫理審査会に大きな汚点を残すことになる」。

以上

